

社会福祉法人等による 利用者負担軽減制度のご案内

この軽減制度は、社会福祉法人等がその社会的役割から、低所得で特に生計が困難である人について利用者負担の軽減を行うものです。

軽減事業を実施している社会福祉法人で、対象となるサービスを利用されている方のうち、以下の条件に該当する人については、サービス費用の1割自己負担分、食費、居住費（滞在費）が軽減されます。

※軽減事業を実施している事業者のリストは、三重県のホームページで確認できます。

アドレス <http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/39095022874.htm>

○対象となるサービスは？

社会福祉法人が運営する事業所が提供する以下のサービス（介護予防を含む）です。

- 訪問介護（ホームヘルプ） ●夜間対応型訪問介護 ●通所介護（デイサービス）
- 認知症対応型通所介護 ●小規模多機能型居宅介護
- 短期入所生活介護（ショートステイ） ●特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●複合型サービス
- 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担が保険給付と同様のものに限る）
- 第1号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業（自己負担が保険給付と同様のものに限る）

○軽減の割合は？

1割自己負担分、食費、居住費（滞在費）の1／4

（老齢福祉年金受給者は1／2）です。



○軽減の対象となる人は？

1. 世帯全員が市民税非課税で、次の①から⑤の条件をすべて満たす人です。

世帯員数	1人	2人	3人	4人以上
①前年中の年間収入	150万円以下	200万円以下	250万円以下	…以降、世帯員が1人増えるごとに50万円を加えます。
②預貯金等の額	350万円以下	450万円以下	550万円以下	…以降、世帯員が1人増えるごとに100万円を加えます。
③日常生活のために必要な資産（自宅の土地、建物など）以外の資産を保有していないこと。				
④負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 （扶養とは、税の扶養控除の対象、健康保険の被扶養、課税者に日常生活の援助を受けている等をいいます）				
⑤介護保険料を滞納していないこと。				

2. 生活保護受給者。

《裏面もごらんください》

軽減を受けるには？



○市役所3階 介護保険課へ申請が必要です。

申請は、四日市市役所介護保険課のほか、各地区市民センター（中部を除く）の窓口でもできます。

軽減の対象になる人には、「社会福祉法人等利用者負担軽減確認証」が交付されます。確認証は、サービス利用の際、必ず事業所の窓口に提示してください。

○申請に必要な書類は？

① 申請書

収入等の調査をさせていただく同意書を兼ねていますので、申請者（被保険者）と同世帯の家族全員の署名・押印が必要です。

② 資産等申告書

資産、被扶養状況、預貯金等の内容を申告する用紙です。申請者（被保険者）本人の署名・押印が必要です。

③ 前年の収入や預貯金、資産等が確認できるもの（写し）

- 年金振込通知書、年金額改定通知書、確定申告書控え、源泉徴収票など
- 預貯金通帳、生命保険証書など
- 固定資産税通知書、株券、証券など

《ご注意ください》

- *利用者負担第2段階（課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80.9万円以下）の方は、施設サービスにかかる利用者負担（1割負担分）は対象外です。
- *他の減額制度を利用の場合、その制度が優先される場合があります。
- *生活保護を受給している人は、短期入所生活介護（介護予防を含む）、特別養護老人ホーム（地域密着型を含む）利用時の居住費（滞在費）のみ対象となります。

お問い合わせは

〒510-8601

四日市市諏訪町1番5号

四日市市役所 介護保険課 管理・保険料係

TEL 059-354-8190

FAX 059-354-8280